

令和7年度弁理士試験 論文式筆記試験問題集

[必須科目：意匠]

《受験上の注意》

1. この問題集には、試験開始の合図があるまで手を触れないでください。
2. 試験開始の合図があったら、乱丁・落丁がないか確認してください。
試験時間中に問題集の印刷不鮮明、汚れ等に気付いた場合は、挙手の上、監督員の指示に従ってください。また、問題集は、どのページも切り離してはいけません。
3. この問題集には、弁理士試験が実施される日において施行されている意匠法等に関する問題を2題掲載しています。
4. 試験問題の内容に関する質問には、試験後においても一切お答えできません。
5. 答案用紙への記載について、【問題Ⅰ】、【問題Ⅱ】のどちらを先に解答しても構いません。
なお、答案用紙の追加は一切行いません。
6. 答案用紙への記載は、黒又は青インクのボールペンもしくは万年筆を用いて、丁寧に記載してください（消しゴム、インクを消せる筆記具、鉛筆、サインペンは使用不可）。
訂正する場合は、該当箇所にも二重取消し線を引いて訂正してください。
7. 答案作成検討（下書き）のため、答案構成用紙（A4判）を試験科目ごとに1枚配布します（追加配布はありません。）。
8. 試験時間は1時間30分です。
試験開始後60分間と終了前10分間は、退室できません。
なお、試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合や体調不良の場合等には挙手の上、監督員の指示に従ってください。
9. 試験時間中は、受験票、筆記具、時計、弁理士試験用法文集及び監督員から許可されたもの以外は、机の上に置かないでください。
また、携帯電話及びウェアラブル端末機等の通信機器並びに電子機器類の使用はできません。
監督員の指示に従って必ず電源を切ってかばんの中に入れてください。
なお、試験時間中に監督員から許可されているもの以外が机の上に置いてある場合や通信機器又は電子機器類を用いたと疑われる場合は不正行為とみなされることがあります。
10. アラーム付きの時計はアラームが鳴らないようにしてください。
11. 不正手段により試験を受けている者又はその疑いのある者に対しては、試験を停止します。
また、試験後、不正手段により試験を受けたことが判明した場合は、合格の決定を取り消します。
12. 試験時間中の喫煙及び飲食は厳禁とします。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル又はマイボトル1本（500ml程度）に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。
ペットボトル等は、机の上に置かず、必ずふたをしめて足下に置き、こぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないように十分注意してください。
13. この問題集及び答案構成用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、問題集及び答案構成用紙の上部余白に受験番号及び氏名を記載し、答案構成用紙を問題集に挟んで監督員に預け、本科目の試験時間終了後、受験者が退室してから5分以内に、受験票を持参の上、試験を受けた試験室に取りに来てください。
なお、受験者退室後5分以上経過してからの持ち帰りはできませんので御注意ください。

令和7年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題 I】

パリ条約の同盟国 X 国の国民である甲は、新規なドローンの意匠イを創作し、令和6年(2024年)7月10日、当該ドローンを X 国の展示会に出品し、初めて公開した。当該展示会の後、X 国の国民である乙は、甲の依頼を受けて、ドローン専用の外付け小型カメラの意匠ロを創作し、X 国で製造した当該小型カメラを全て甲に引き渡している。甲は、当該ドローン及び当該外付け小型カメラを組み合わせた小型カメラ付ドローンの意匠ハを創作した。小型カメラ付ドローンの意匠ハはドローンの意匠イと類似しており、また、意匠ハの小型カメラ部分には意匠ロがそっくりそのまま現されている。

令和7年(2025年)1月1日、甲は、インターネット上のウェブサイトを通じて当該小型カメラ付ドローンの販売を開始した。

また、令和7年(2025年)1月15日、甲は、X 国の特許庁に意匠イについて意匠登録出願をしたところ、意匠登録され、令和7年(2025年)2月28日に X 国の意匠公報に掲載された。

このような状況の下、甲は、日本国において、意匠イ及び意匠ハについて意匠登録を受けたいと考えている。令和7年(2025年)6月29日に甲から相談を受けた弁理士の立場で、次の設問に答えよ。

なお、各設問は独立したものである。また、解答に際して、ジュネーブ改正協定に基づく特例について考慮する必要はない。各意匠について意匠登録を受ける権利は、創作と同時に創作者から出願人に適法に承継されており、出願人の名義変更に関する手続について言及する必要はない。各出願に係る意匠は、物品の部分に関するものではない。各意匠権は有効に存続しているものとする。問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- (1) 意匠イについて意匠登録を受けるため、甲が出願する際に、公知の意匠との関係で生じる拒絶理由を回避するために留意すべき点について説明せよ。
- (2) 意匠イについて意匠登録を受けた後、さらに意匠ハについて意匠登録を受けるため、甲が出願する際に、公知の意匠との関係で生じる拒絶理由及び意匠イの出願との関係で生じる拒絶理由を回避するために留意すべき点について説明せよ。

(次頁へ続く)

(3) 令和6年(2024年)8月1日、**乙**は、意匠**ロ**について、日本国特許庁に意匠登録出願を行い、意匠登録を受けた。他方、**甲**は、**乙**の当該出願の日後、意匠**ハ**について、日本国特許庁に意匠登録出願を行い、意匠登録を受けた。そこで**甲**は、日本の販売代理店である**丙**に意匠**ハ**に係る意匠権について通常実施権を許諾した。

丙は、**甲**が**X**国で販売している意匠**ハ**に係る小型カメラ付ドローンを**甲**から購入し、日本国内において販売することを計画している。**丙**は当該小型カメラ付ドローンを輸入・販売することができるか、**乙**の意匠**ロ**に係る意匠権の侵害の成否について触れた上で、説明せよ。

【50点】

【問題Ⅱ】

甲及び**乙**は、共同開発契約に基づき、共同して自転車**P**の開発を行っており、**甲**は自転車のフレームの素材の開発を担当し、**乙**は自転車全体のデザイン開発を担当していた。なお、**甲**は自転車**P**のデザイン開発には関与していなかった。当該契約においては、意匠登録を受ける権利は、その意匠の創作者に帰属する旨が合意されていた。しかし、両者は、当該契約を解消することとなり、以降は別々に自転車**P**の開発を進めた。その後、**甲**は、自転車**P**の全体の形状に係る意匠**イ**について意匠登録出願を行い、意匠登録を受けた。

以上を前提に、次の設問に答えよ。

なお、各設問は独立したものである。

(1) **乙**は、意匠**イ**と類似する意匠**ロ**を独自に創作し、**甲**による意匠**イ**に係る意匠登録出願の日前に、日本国内において、**丙**に意匠**ロ**の自転車の製造を委託していた。そこで、**甲**は、**乙**に対し、当該自転車の製造行為が**甲**の意匠**イ**に係る意匠権を侵害しているとして、差止請求訴訟を提起した。

乙は、当該訴訟においてどのような主張をすることができるか。「意匠**イ**が**甲乙**間の共同開発契約の解消前に**乙**から**甲**に開示されていた場合」(「場合**A**」という。)と、「同契約の期間中には**乙**による自転車**P**のデザインが完成に至らず、契約解消後に**甲**によって意匠**イ**が独自に創作されていた場合」(「場合**B**」という。)とに分けて説明せよ。

なお、意匠**イ**は、**甲**による意匠登録出願の時点では公知になっておらず、また、意匠**ロ**より先に創作されている。

(2) 意匠**イ**は、**甲乙**間の共同開発契約の解消前に**乙**から**甲**に開示されていた。

甲は、共同開発契約の解消後に、意匠**イ**を本意匠とする関連意匠として、自転車の意匠**ハ**について意匠登録を受けた。

他方、**乙**は、意匠**イ**の意匠権者として、第三者である**丁**との間で意匠**イ**の実施に関するライセンス契約を締結したいと考えている。

意匠**ハ**の意匠登録について無効理由がある場合に、**乙**は当該ライセンス契約を締結することができるか。**乙**が検討すべき対応を説明せよ。

【50点】